

同性パートナーシップ法 (ver.2)

渡 邊 泰 彦

はじめに

I 同性間の婚姻を採用する国

- 1 オランダ
- 2 ベルギー
- 3 ノルウェー
- 4 スウェーデン
- 5 スペイン
- 6 アイスランド

II 登録パートナーシップまたはパートナーシップ契約のみを採用する国

- 1 デンマーク
- 2 フランス
- 3 ドイツ
- 4 フィンランド
- 5 スイス
- 6 イギリス
- 7 オーストリア

はじめに

ヨーロッパでは、1989年にデンマークではじめて同性登録パートナーシップが導入されてから20年以上が、2001年にオランダで同性間の婚姻が認められてから10年が経過した。西ヨーロッパでは、2011年にリヒテンシュタインでも登録パートナーシップ法が成立し、イタリアを除く国々で、同性カップルを法的に保護する制度を導入している。⁽¹⁾もはや、登録パートナーシップとパートナーシップ契約を含む同性パートナーシップ制度は、特異な制度ではなくなってきた。西ヨーロッパを実験室としたか

のような同性パートナーシップ制度の導入は、一定の成果をあげて、定着したと評価できよう。

しかし、西ヨーロッパ全体で同性パートナーシップ制度が完成したのではない。同性間の婚姻の導入、同性カップルによる共同縁組へと問題は拡大している。

本稿は、同性パートナーシップ制度を導入している国において、どの程度利用されているのかという動きを、各国の統計をもとに探っていく。

すでに、2007年の状況について紹介してから短い期間しか経過していないが、スイス、イギリス、スペインなど2007年当時は導入当初の国々については、一定の期間を経てみることも必要であろうと考え、2010年という区切りの年の統計を利用できるこの機会にもう一度概観してみたい(一部の国については2009年の統計資料を使用)。⁽²⁾

以下では、各国の統計局が公表している資料をもとに筆者がグラフを作成した。各国とも登録数は記載するようにしている。それぞれの国で公表されているデータの内容が違うことから、登録パートナーシップの特徴を示すために、他の国とは異なるテーマのグラフを掲示していることもある。

また、データがカップル数または人数をもとにするかについては、それぞれの国のデータに合わせた。

註

- (1) ヨーロッパにおける同性パートナーシップ法の立法状況については、渡邊泰彦「同性パートナーシップの法的課題と立法モデル」家族〈社会と法〉vol.27 (2011) 35頁以下を参照。
- (2) 渡邊泰彦「資料・同性パートナーシップ法」東北学院法学66号 (2007) 178頁。一部の統計について、カップルの数が当事者の数かを混同していた点については、本稿内で適宜訂正する。

I 同性間の婚姻を採用する国

ヨーロッパで同性間の婚姻を認めているのは、オランダ、ベルギー、ス

ペイン、ノルウェー、スウェーデン、アイスランド、ポルトガルである。

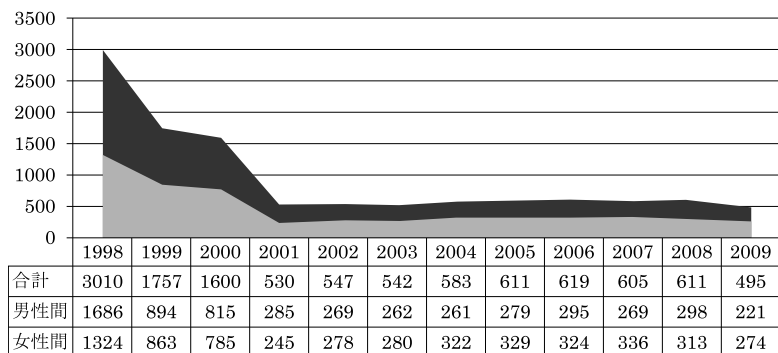
このうち、2010年に導入したアイスランドとポルトガルはまだ2011年9月1日現在でデータがないため、これらを除く国々の状況のみを紹介する（アイスランドは、登録パートナーシップについてののみ紹介）。

1 オランダ

オランダでは、1998年に登録パートナーシップが導入され、2001年に同性間の婚姻が認められた。登録パートナーシップを男女カップルにも認めているのが、オランダの特徴である。

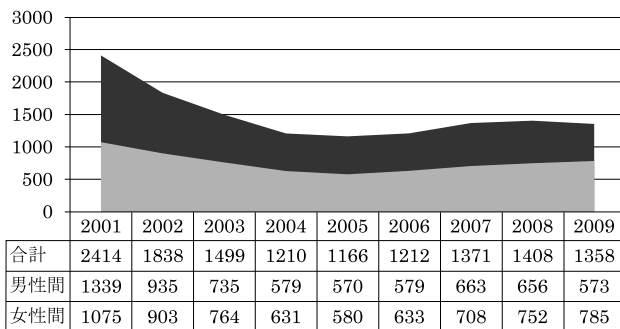
同性間の登録パートナーシップは、2001年に婚姻が認められたことにより激減し、その後は、少ない数で推移している [図I-1]。

同性間の婚姻締結数は、2006年から増加に転じ、1300組から1400組の間で落ちつきつつある [図I-2]。それでも、同性間の婚姻を導入する前の2000年に登録パートナーシップで1600組の登録があったことに比べると減っている。2009年の同性間の婚姻と登録パートナーシップを合わせて1853組であるから、どちらかを選択する同性カップルの数は微増しているともいえよう。

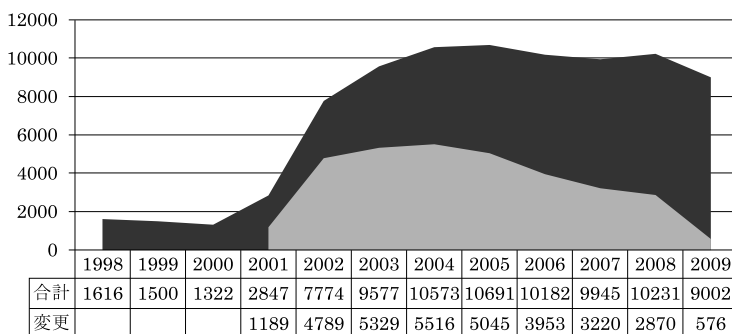


図I-1 オランダ：登録パートナーシップ登録数（同性間）

※上段濃色が男性間、下段淡色が女性間を示す（特に注意のない限り、以下のグラフにおいても同じ）



図I-2 オランダ：同性間の婚姻締結数



図I-3 オランダ：登録パートナーシップ登録数（男女間）

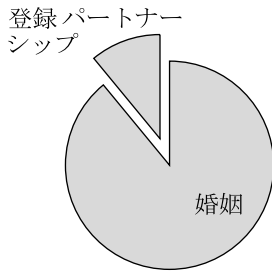
※変更は、婚姻から登録パートナーシップへの変更を指す。

※上段濃色が新規の登録、下段淡色が婚姻から登録パートナーシップへの変更を示す。

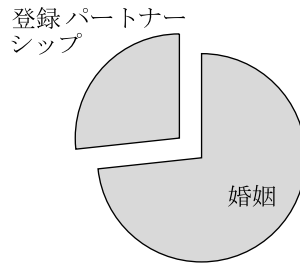
性別で見ると、導入当初は男性間の登録・締結が多いが、その後は女性間が過半数を占める傾向を示している。

男女間の登録パートナーシップでは、2009年に婚姻からの変更の割合が激減した [図I-3]。これまで、離婚手続きの簡素化をはかるために登録パートナーシップへの変更が用いられているとされていたが、その動きは一段落したといえる。登録パートナーシップを行うために登録する男女カップルの数が増えている。

それでも、2009年に締結された婚姻と登録された登録パートナーシッ



図I-4 男女間



図I-5 同性間

図I-4,5 オランダ：婚姻と登録パートナーシップの比率

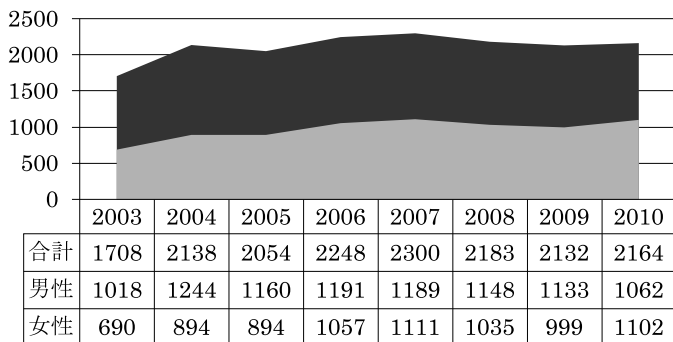
ブの割合をみると、男女間の方は約90%が婚姻を選択している [図I-4]。それに比べて、同性カップルは、4分の3が婚姻を選択している [図I-5]。後述のベルギーのように、男女間で婚姻とパートナーシップが拮抗するという状況は生じていない。これは、婚姻と登録パートナーシップの間でその効果に差がなく、あえて登録パートナーシップを選択する動機付けとはなっていないためと考えられる。

2 ベルギー

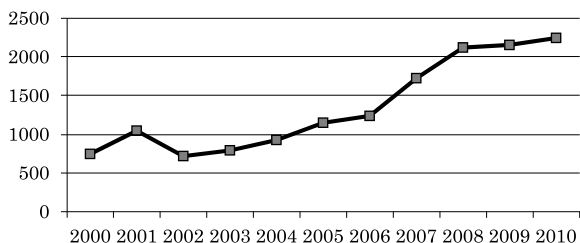
ベルギーでは、2000年に法定同棲が導入され、2003年に同性間の婚姻が認められた。法定同棲、婚姻ともに、男女カップルと同性カップルが利用することができる。

婚姻を行う同性カップルの数は、導入当初から変化があまりない [図I-6]⁽³⁾。男性間と女性間の比率は、2009年までは男性間が多く、2010年に女性が多数となったが、ほぼ同じ割合といえる。

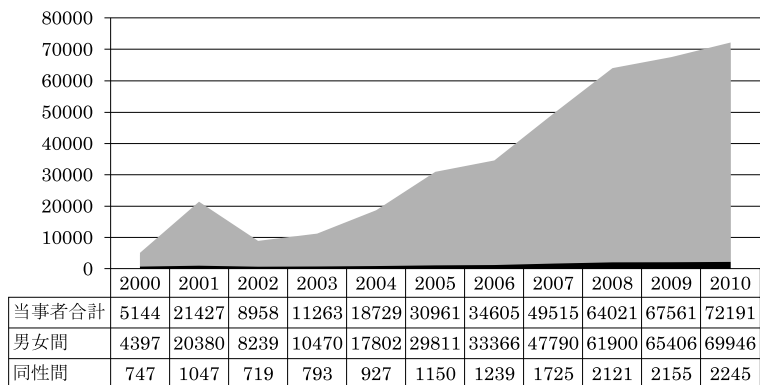
法定同棲について、同性カップルの利用数は、微増している [図I-7]。同性カップルのうち、婚姻を選択する当事者と法定同棲を選択する当事者の割合はほぼ同じである。同性間の婚姻の導入も、法定同棲の利用者数に影響を与えておらず、2008年まで順調に増加していた。婚姻と登録パートナーシップとの間で違いがあるオランダとは異なる。



図I-6 ベルギー：同性間の婚姻の当事者数



図I-7 ベルギー：同性間の法定同棲の当事者数



図I-8 ベルギー：法定同棲締結の当事者数

※上段淡色が男女間、下段濃色が同性間。

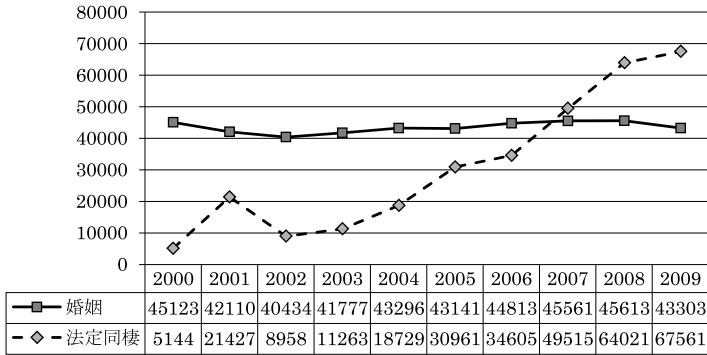


図 I-9 ベルギー：婚姻締結と法定同棲締結の当事者数

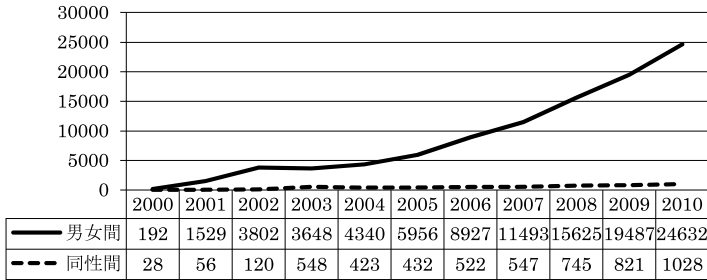


図 I-10 ベルギー：法定同棲解消者数

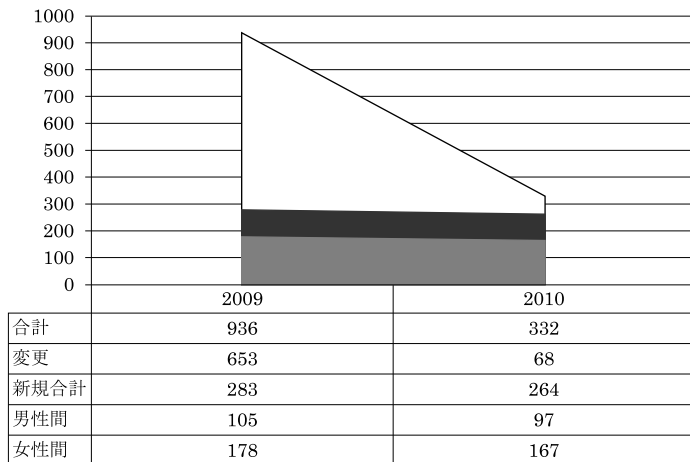
法定同棲では、男女カップルが増加した [図 I-8]。同じ傾向を示すフランスと同様に、男女カップルが婚姻前に試婚として利用していることも推測される。2007 年からは、法定同棲の数が、婚姻締結数を超えている [図 I-9]。法定同棲を一時的ではなく利用する男女カップル、あるいは婚姻前に解消するカップルが増加しているのか、不明である。

さらに、法定同棲の解消率が高い [図 I-10]。2010 年までの全登録者数と全解消者数を比べると、男女間では 27%、同性間では 35% が解消している。これに対して、2009 年までの同性間の婚姻では、解消率は 6% である。法定同棲の解消率の高さは、試婚としての利用が多いことを示しているのかもしれない。

3 ノルウェー

ノルウェーでは、1993年に登録パートナーシップが導入された。2009年に同性間の婚姻が認められたのにもない、登録パートナーシップは廃止された。

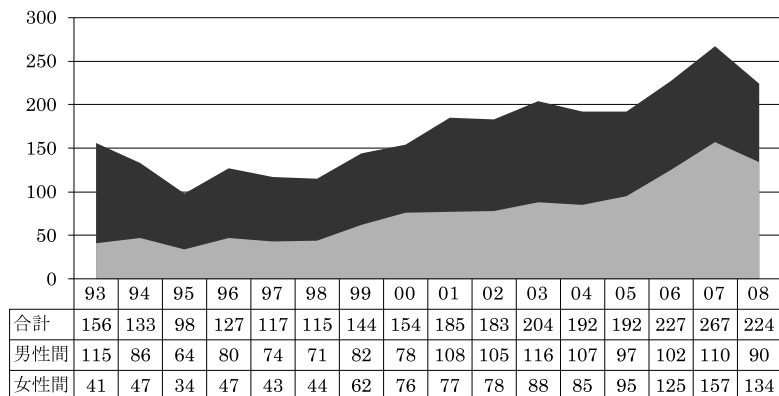
2009年の同性間の婚姻締結数の多くを占めていた登録パートナーシップからの変更数は、2010年に3分の1近くまで減少している [図I-11]⁽⁴⁾。新たに婚姻を締結する同性カップルの数には、大きな変化はない。2008年までの登録パートナーシップ登録数と比べても、大きな変化はない(2008年は翌年の婚姻の導入を見据えて控えていることも考えられるので、2007年と比較するとより顕著である)⁽⁵⁾ [図I-12]。男性間と女性間を比べても、登録パートナーシップと同じく、女性間の締結が多い。同性間の登録パートナーシップと男女間の婚姻の間に効果の差はなく、登録パートナーシップから婚姻という制度上の変化は、統計上みられないといえる。



図I-11 ノルウェー：同性間の婚姻締結数

※変更は、登録パートナーシップから婚姻への変更を示す。男性間と女性間は、新たに締結された婚姻のみを示し、新規合計はその合計数である。

※グラフの上段の白は変更数を、中段の濃色は男性間の、下段の淡色は女性間の新規の締結数を示す。



図I-12 ノルウェー：登録パートナーシップ登録数（1993～2008年）
 ※2009年から同性間の婚姻を認める。

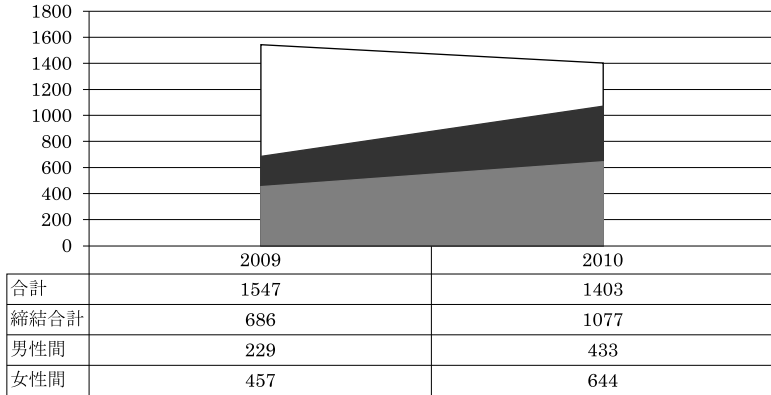
婚姻を行う同性カップルの平均年齢は、2010年で38.8歳と33.5歳である。

4 スウェーデン

スウェーデンでは1994年に同性登録パートナーシップが導入された。2009年に同性間の婚姻が認められたのにもかかわらず、登録パートナーシップは廃止された。

2009年は登録パートナーシップから婚姻に変更する同性カップルが、婚姻締結の過半数を占めていたが、2010年には新たに婚姻を締結する同性カップルの数が1.5倍に増加している [図I-13]。

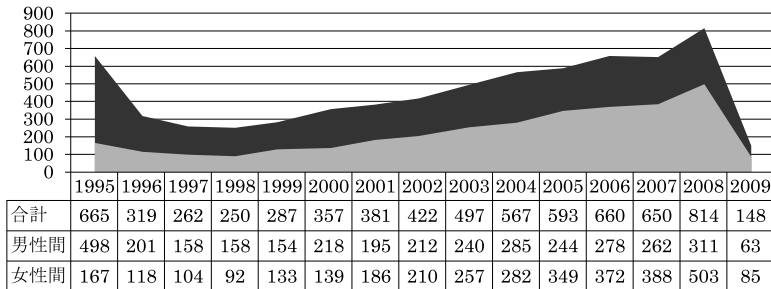
同性登録パートナーシップの登録数 [図I-14] との連続性をみると、女性間の婚姻締結が男性間よりも多い状況は引き続いているとともに、2007年から2008年にみられた登録数の上昇傾向が2010年に改めてみられる。ただ、婚姻締結がこれ以降も増加するのか、一定のラインで安定するのかは、今後の動きをみなければならない。



図I-13 スウェーデン：同性間の婚姻締結人数⁽⁶⁾

※変更は、登録パートナーシップから婚姻への変更を示す。男性間と女性間は新たに締結された婚姻のみを示し、新規合計はその合計数である。

※グラフの上段の白は変更数を、中断の濃灰色は男性間の、下段の淡灰色は女性間の新規の締結数を示す。



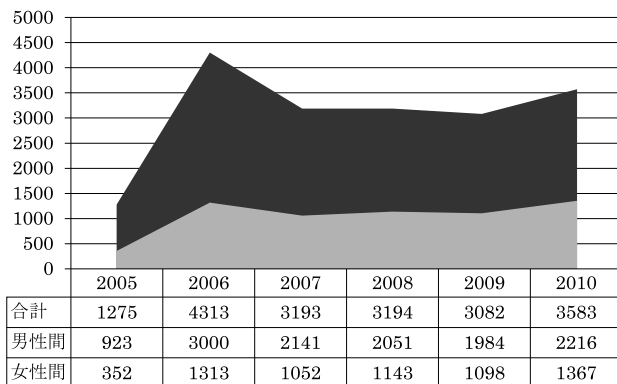
図I-14 スウェーデン：登録パートナーシップ登録人数⁽⁷⁾

※2009年から同性間の婚姻を認める。

5 スペイン

スペインは、2005年から同性間の婚姻が認められた。先行する同性パートナーシップ制度が国レベルでは存在せず、同性間の婚姻を認めたのは、ヨーロッパではスペインが初めてである。

2005年は半年間のみであることを考えても、2007年から2008年の短期間のうちに安定した登録数となったことは、他国に比べると特徴的である。



(8)

図I-15 スペイン：同性間の婚姻締結数

※2005年は7月からの婚姻締結数

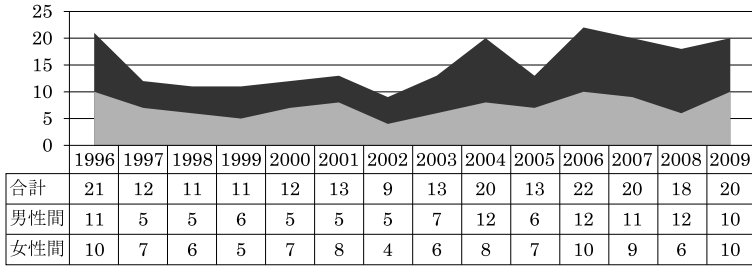
6 アイスランド

アイスランドでは、1996年に登録パートナーシップが導入された。2010年には同性間の婚姻が認められ、それにともない登録パートナーシップは廃止された。

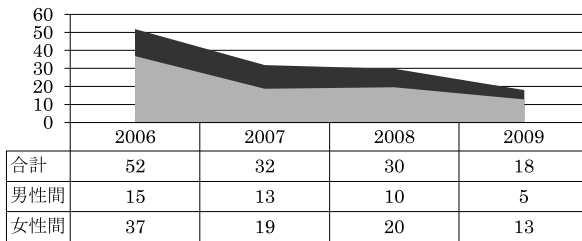
同性婚の婚姻締結数について、2011年9月1日現在で、統計は公表されていない。

登録パートナーシップの登録数は、2006年以降で20組前後と非常に少ない [図I-16]。

また、アイスランドには、登録内縁 (consensual union) がある。登録内縁では、相続権が認められないなど、婚姻との間に違いがある。男女間のカップルでは、共同生活の開始時には登録内縁を行い、子が産まれると婚姻を締結することが行われている⁽⁹⁾。統計上、同性カップルも、2006年から内縁の登録が行われており、2008年までは、登録パートナーシップよりも利用数が多かった [図I-17]⁽¹⁰⁾。しかし、男女間では試婚として利用される登録内縁が、同性間では2010年から婚姻締結が認められたのを前にして登録数が半減した。男女間とは違う意図で登録されていることを示すのかは不明である。同性間の登録内縁の数が婚姻締結数とどのような関係になるのかは、これから明らかになるだろう。



図I-16 アイスランド：登録パートナーシップ登録数



図I-17 アイスランド：同性間の登録内縁登録数

註

- (3) ベルギーの統計については、Statistics Belgium [online] [retrieved on 2011-08-31]. Retrieved from the Internet: <URL: http://statbel.fgov.be/nl/statistieken/cijfers/bevolking/huwelijken_echtscheidingen_samenwoning/>
 渡邊・前掲「資料」166頁は、婚姻締結数としているが、婚姻締結の当事者数の誤りである。
- (4) Younger newly married, [online] Statistics Norway, 2010 [retrieved on 2011-08-31]. Retrieved from the Internet: <URL: http://www.ssb.no/ekteskap_en/arkiv/art-2010-08-26-01-en.html>, Fewer Married in 2010 [online] Statistics Norway, 2011 [retrieved on 2011-08-31]. Retrieved from the Internet: <URL: http://www.ssb.no/ekteskap_en/arkiv/art-2011-02-24-01-en.html>
- (5) Statistics Norway, [online] [retrieved on 2011-08-31]. Retrieved from the Internet: <URL: <http://www.ssb.no/english/yearbook/tab/tab-100.html>>
- (6) Statistics Sweden, Enkönade äktenskap [online] 2010 [retrieved on 2011-09-02]. Retrieved from the Internet: <URL: http://www.scb.se/Pages/TableAndChart_290347.aspx>

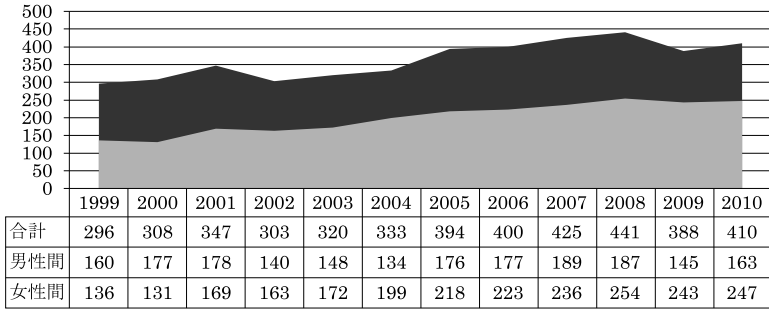
- Statistics Sweden, Giftermål och skilsmässor, [online] 2011 [retrieved on 2011-09-02]. Retrieved from the Internet: <URL: http://www.scb.se/Statistik/BE/BE0101/2011M05/Gifterm%c3%a5l_skilsm%c3%a4ssor.pdf>
- (7) Statistics Sweden, [online] 2010 [retrieved on 2011-09-02]. Retrieved from the Internet: <URL: http://www.scb.se/statistik/_publikationer/BE0101_2009A01_BR_09_BE0110TAB.xls>
- (8) Instituto Nacional de Estadística, [online] [retrieved on 2011-09-02]. Retrieved from the Internet: <URL: <http://www.ine.es/>>
- (9) 参照、Gudny Bjork Eydal / Stefan Olafsson, Demographic Trends in Iceland, pp.9 [online] York University [retrieved on 2011-09-02]. Retrieved from the Internet: <URL: <http://http://www.york.ac.uk/inst/spru/research/nordic/icelanddemo.pdf>>
- (10) Registered partnerships and dissolved partnerships 1996–2009, [online] Statistics Iceland [retrieved on 2011-09-02]. Retrieved from the Internet: <URL: <http://www.statice.is/Statistics/Population/Marriages-and-divorces>>

II 登録パートナーシップまたはパートナーシップ契約のみを採用する国

1 デンマーク

デンマークは、1989年に登録パートナーシップを導入した最初の国である。入手できたデータが、導入から10年を経過した1999年以降であるため、いわば安定期の登録状況のみが示されている [図II-1]⁽¹¹⁾。

2001年までは男性間の登録が女性間が多いが、その後は女性間の登録の方が多くなる。2000年と2010年を比べると、男性間では増減を繰り返しながら結果的にほぼ同じ登録数であるのに対して、女性間は2008年まで増加を続け、全体の登録数を増加させてきた。これは、他の国でもみられる、典型的な登録数の経過である。



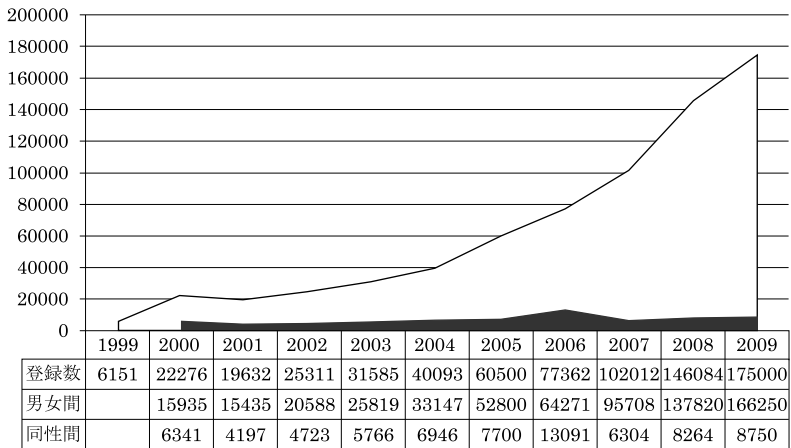
図II-1 デンマーク 登録パートナーシップ登録数

※上の濃色が男性間、下の淡色が女性間の登録を表す。

2 フランス

フランスでは、1999年にパートナーシップ契約であるPacsが導入され、同性カップルのみならず、男女カップルも利用することができる。

登録数は、同性間では横ばいであるのに対して、男女間では飛躍的に伸びている〔図II-2〕⁽¹²⁾。これは、男女間で婚姻の前にPacsを試婚のように利用することによる。



図II-2 フランス：Pacs登録者数

※上段白地が男女間、下段濃色が同性間

3 ドイツ

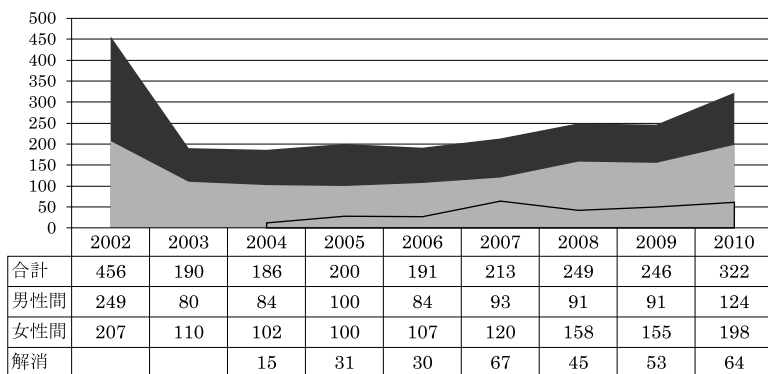
ドイツでは、2001年の生活パートナーシップ法施行時に、登録管轄を州法に委ねたため、身分登録所以外に管轄を与える州もあり、全国的な登録数を把握できない状況にある。ドイツ統計局（Statistisches Bundesamt Deutschland）は、従来から同性カップルによる生活共同体の数を調査しており、2006年より生活パートナーシップの数も対象としている⁽¹³⁾。

2006年に生活パートナーシップを登録している同性カップルは、約12,000組で、その3分の2が男性間によるものであった⁽¹⁴⁾。2010年には、23,000組の生活パートナーシップが登録されている。

4 フィンランド

フィンランドは、2002年に登録パートナーシップを導入した。北欧スカンジナビア諸国の中では、動きが遅い国である。

導入から1年で安定した登録数に移行している〔図II-3〕⁽¹⁵⁾。女性間の登録が2003年から男性間を上回り、増加している。それに比べて、男性間の登録の増加は緩やかである。



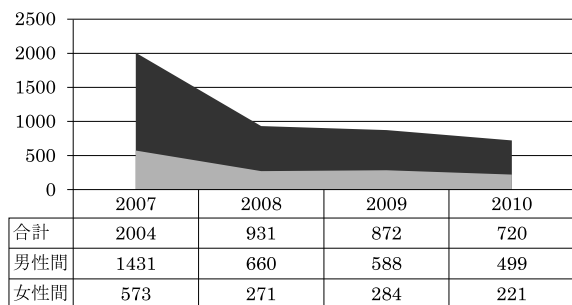
図II-3 フィンランド：登録パートナーシップ登録数

5 スイス

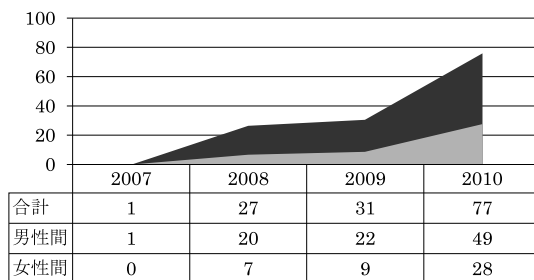
スイスでは、2007年から登録パートナーシップ法が施行された。

他の国でも、導入から3年は登録数が減少する傾向がみられ、スイスでも同様である〔図II-4〕⁽¹⁶⁾。今後の登録数の推移が、登録パートナーシップの定着を示すであろう。解消数は、これから増加していくと考えられる〔図II-5〕。

スイスの特徴としては、2008年以降に女性間の登録数の増加がほとんどみられず、男性間の登録数の減少のみが顕著な点がある。



図II-4 スイス：登録パートナーシップ登録数



図II-5 スイス：登録パートナーシップ解消数

6 イギリス

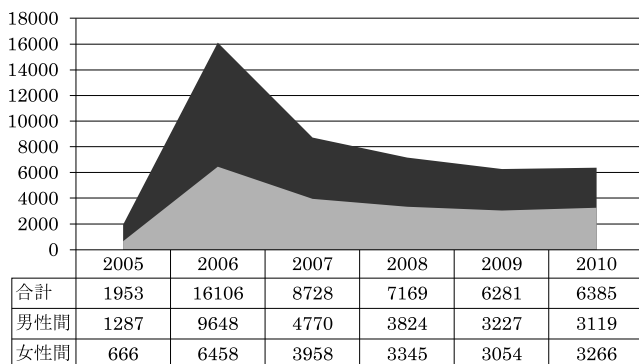
イギリスでは、2005年12月1日からシビルパートナーシップ法が施行された。⁽¹⁷⁾

導入初年度（2005年は1ヶ月のみで、実質的には2006年）に多くの登録があり、それから3年は減少し、2010年から増加に転じている〔図II-6〕。この動きは、他の国にもみられる典型的なものであり、2011年以降は徐々に増えると予想される。

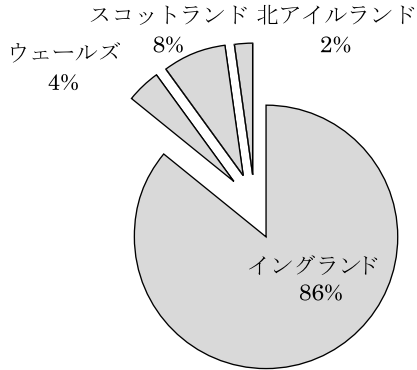
男性間の登録と女性間の登録数の比率は、2010年に女性間が上回った。これは、最大の登録数を有するイングランドの状況を反映したものである〔図II-7〕。すでにスコットランドとウェールズでは2007年から、北アイルランドでは2009年から女性間の登録数が男性間の登録を上回っていた。⁽¹⁸⁾

地域別では、人口比とほぼ同じ割合である。もっとも、人口比では12.6%のロンドンで全体の約25%が登録された。

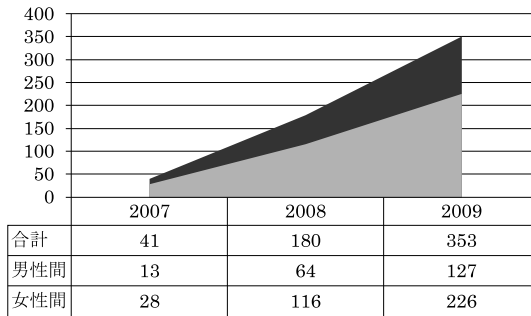
登録の平均年齢は、2010年で男性が40.6歳、女性が38.4歳である。登録者数に占める年代別割合では、2006年には25歳～30歳に比べて40～44歳が倍以上であったのに対して、2010年には顕著な差はなくなってきている。女性間では、2010年では35～39歳が最も多くなった。また、男女ともに、39歳までの登録者数の占める割合が増加するのにもない、50



図II-6 イギリス：シビルパートナーシップ登録数



図II-7 イギリス：地域別登録割合



図II-8 イギリス：シビルパートナーシップ解消数

歳以上の登録者が占める割合が半減した。

制度の導入から、解消数が増えるのは当然のことである。イギリスでは、女性間のシビルパートナーシップが、その登録数では男性間とほぼ同じであるのに対して、解消数では男性間の2倍近くになっている [図II-8]。

解消したシビルパートナーシップの47%の当事者は、35～49歳代である。2010年に解消した当事者の平均年齢は、イングランドとウェールズで38.4歳、スコットランドで37.0歳、北アイルランドで42.9歳である。

男性間では、高年齢のカップルが解消したカップルに占める割合が40%と高いが（女性間では10%）、これは50歳以上の登録者が多かったことによる。

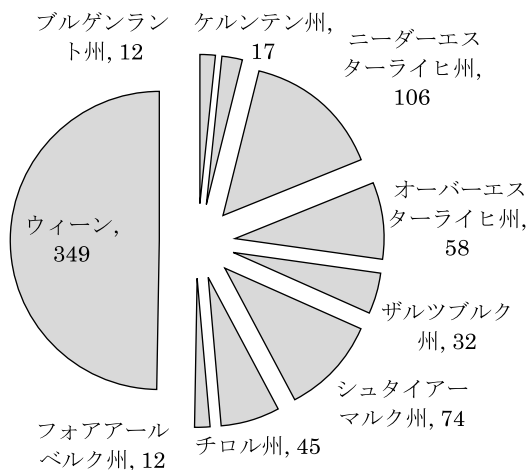
7 オーストリア

2010年1月1日から登録パートナーシップ法が施行された。2010年の登録数は、705組である。2011年上半期の登録数は202組で、2010年度上半期429組と比べると半減している。これは、導入初年度の登録数が多くなるためであり、他国にも共通してみることができる。

地域別では、ウィーンで、ほぼ半数の349組が登録された〔図II-9〕。他の州は、人口比とほぼ同じ割合で登録数が分布している。

男女別では、2010年度705組のうち450組が男性間によるものであった。これは、最大の登録数があるウィーンの状態（男性間248組、女性間101組）を反映したものであり、男性間の登録が女性間より多いのは、9州のうちウィーンを含めた4州に過ぎない。

年齢構成は、男性間・女性間とも30歳代と40歳代が最も多い〔図II-10、11〕。



図II-9 オーストリア：州別登録数

オーストリア：世代別登録比率

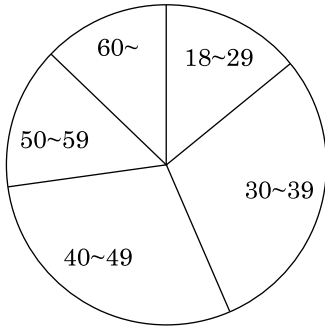


図 II-10 男性間

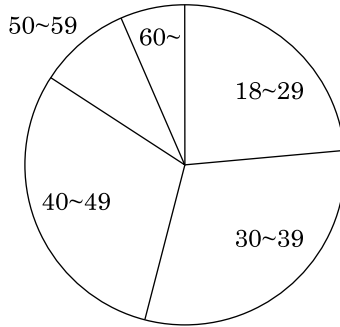


図 II-11 女性間

註

- (11) Statistics Denmark, [online] [retrieved on 2011-08-31]. Retrieved from the Internet: <URL: <http://www.statistikbanken.dk/statbank5a/SelectVarVal/Define.asp?MainTable=IREG1&PLanguage=1&PXSID=0>>
- (12) Pacs の統計からみた状況については INSEE, Un million de pacsés début 2010 [Online] INSEE Premiere N° 1336, 2011 [retrieved on 2011-09-02]. Retrieved from the Internet: <URL: http://www.insee.fr/fr/themes/document.asp?ref_id=ip1336#encadre1>
渡邊・前掲「資料」164 頁は、登録数・解消数としていたが、登録者数・解消者数の誤りである。
- (13) 例えば2011年国勢調査の質問票には、質問「どのような家族形態であるのか」の選択肢に、婚姻と同様に、(同性)登録生活パートナーシップの継続、死亡解消、廃止がある。Vgl. Zensus 2011, https://www.zensus2011.de/uploads/media/Fragebogen_Haushaltebefragung_20101007a_10.pdf
- (14) Statistisches Bundesamt (Herausgeber), Datenreport 2008 Ein Sozialbericht für die Bundesrepublik Deutschland, Bundeszentrale für politische Bildung 2008, S. 29.
- (15) Statistic Finland, [Online] [retrieved on 2011-09-03]. Retrieved from the Internet: <URL: <http://www.stat.fi>>
- (16) Eingetragene Partnerschaften und Auflösungen [Online] Bundesamt für Statistik, 2011 [retrieved on 2011-08-31]. Retrieved from the Internet: <URL: <http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/01/06/blank/key/07.html>>
- (17) 2006年度の登録状況については、渡邊・前掲「資料・同性パートナーシップ法」164 頁を参照。

- (18) Civil Partnership in the UK, 2010, [Online] Office for National Statistics, 7 July 2011 [retrieved on 2011-08-31]. Retrieved from the Internet: <URL: <http://www.ons.gov.uk/ons/rel/vsob2/civil-partnership-statistics--united-kingdom/2010/civil-partnerships-in-the-uk--2010.pdf>>
- (19) Pressemitteilung: 9.899-045/11 [Online] Statistik Austria, 28.02.2011 [retrieved on 2011-09-02]. Retrieved from the Internet: <URL: http://www.statistik.at/web_de/statistiken/bevoelkerung/gleichgeschlechtliche_partnerschaften_eintragung_und_aufloesung/partnerschaftsbegrueendungen/index.html>
- (20) Pressemitteilung: 10.045-191/11 [Online] Statistik Austria, 26.08.2011 [retrieved on 2011-09-02]. Retrieved from the Internet: <URL: http://www.statistik.at/web_de/dynamic/statistiken/bevoelkerung/gleichgeschlechtliche_partnerschaften_eintragung_und_aufloesung/057986>

[付記]

本研究は科研費基盤研究 (c) 22530093 によるものです。